

「炭素フィブリル」事件

東京高裁平成14年（行ケ）第211号事件（平成16年01月30日判決）

<キーワード>

刊行物に記載された発明

<特許請求の範囲>

約3.5～約70nmの範囲の実質的に一定の直径をもち、直径の約102倍以上の長さをもち、規則的に配列した炭素原子の実質的に連続な層の多層から成る外部領域と内部コア領域とを有しており、各層とコアとがフィブリルの円柱軸に実質上同心的に配置されており、前記規則的に配列した炭素原子の各層は、C軸がフィブリルの円柱軸に実質的に直交している黒鉛質からなることを特徴とする実質的に円柱状の炭素フィブリル。

<抜粋>

原告の主張は、刊行物1には、その図2に示された構造の炭素フィラメントの発明が記載されていることを前提とするものであるところ、一般に、ある発明を29条1項3号に掲げる刊行物に記載された発明として引用することができるというためには、その発明が記載された刊行物において、当業者が、当該刊行物の記載及び本件優先日当時の技術常識に基づいて、その発明に係る物を製造することができる程度の記載がされていることが必要であると解されるから、原告の上記主張が成り立つためには、刊行物1において、図2に示された構造の炭素フィラメントを当業者が製造することができる程度の記載がされていないといふべきである。

そこで、以下、刊行物1において、上記の程度の記載がされていると認められるか否かについて検討する。

以上によれば、刊行物1記載の実験により実際に製造された炭素フィラメントは、熱分解堆積物から成る黒鉛結晶の構造とは別異の構造をその外側部分に有するものであって、刊行物1の図2に示された構造の炭素フィラメントそのものであるとはいえず、また、刊行物1には、他に、上記熱分解堆積物から成る構造を持たない炭素フィラメントを製造する方法について開示ないし示唆する記載は見受けられないから、本件優先日当時の技術常識を考慮しても、刊行物1をもって、当業者が、熱分解堆積物を持たない図2に示された構造の炭素フィラメントそのものを製造することができる程度の記載がされているとは認められない。

そうすると、刊行物1の記載によっては、その図2に示された構成の炭素フィラメントの発明をもって、引用発明とすることはできないといふべきである。